

# 令和5度（2023度）豊中市地域包括支援センター事業評価業務委託仕様書

## 1. 業務の目的

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の46に基づき設置する地域包括支援センターの質の向上のために実施する事業評価業務を、ノウハウや実績等を有する事業者へ委託実施し、評価結果を地域包括支援センターにフィードバックし、事業の改善に役立てる。また、当該事業結果を公表することで、事業の周知とともに、透明性を高め、市民サービスの向上を図る。

## 2. 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日までとする。

## 3. 委託業務内容

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」（令和2年5月29日一部改正老振発0704第1号厚生労働省老健局振興課長通知）に基づき実施する豊中市地域包括支援センター事業評価にかかる下記業務。なお、事業評価にあたっては、「令和5年度豊中市地域包括支援センター評価の手引き（令和5年6月）」（以下「手引き」という。）に基づくこと。

- ①地域包括支援センターの自己評価にかかる一連の業務（自己評価データの集約、資料の作成）。
- ②地域包括支援センターの自己評価前における自己評価にかかる事前説明会の実施。
- ③ヒアリング実施前、実施時に必要な資料の作成、訪問調査の日程調整及びその他訪問調査の実施に必要な一連の業務。訪問スタッフは、評価の公平性を担保するため、2人以上を確保すること。訪問調査の時期は、令和6年1月頃を予定。訪問要領は、手引き参照。
- ④地域包括支援センターへの評価結果の説明にかかる資料の作成。結果説明（質疑応答）補助業務。
- ⑤地域包括支援センター運営協議会及び介護保険事業運営委員会報告用資料の作成、地域包括支援センター運営協議会での説明及び質疑応答等の補助業務。
- ⑥地域包括支援センターへの結果説明会の実施。実施に係る日程調整、当日資料の作成。
- ⑦①から⑥にかかる資料の納品は令和6年2月上旬頃までとする。

## 4. 評価する対象

豊中市が委託する下記の地域包括支援センター（サブセンター（分室）も含む）

No	圏域	名称	所在地
1	北西部	柴原地域包括支援センター	刀根山元町5-60 介護老人保健施設かがやき内
2		同センター螢池分室	螢池中町3-9-22
3	北中部	少路地域包括支援センター	上野坂2-21-1
4		同センター北緑丘分室	北緑丘2-1-22-102 UR北緑丘ショッピングセンター内
5	北東部	千里地域包括支援センター	新千里北町1-18-2 特別養護老人ホームアリス千里内
6		同センター南丘分室	新千里南町2-7-8
7	中部	中央地域包括支援センター	岡上の町2-1-15 豊中市すこやかプラザ内
8		同センター熊野田分室	中桜塚5-6-1
9	中東部	緑地地域包括支援センター	寺内1-1-10 ローズコミュニティ緑地内
10		同センター高川分室	豊南町東1-1-2 高川介護予防センター内
11	中西部	服部地域包括支援センター	服部本町5-2-8 服部介護予防センター内
12		同センター原田分室	原田元町3-13-1 原田介護予防センター内

13	南部	庄内地域包括支援センター	二葉町2-4-5 特別養護老人ホーム淳風とよなか内
14		同センター幸町分室	庄内幸町3-3-26

## 5. 業務履行にあたっての基本的な考え方

### (1) 守秘義務

本業務に携わった者は、個人情報はもちろんのこと、業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らし、又は盗用してはならず、その職を退いた後も同様とする。

### (2) コンプライアンスの徹底

受注者は、業務に関係する関係法令通知などを遵守し、業務を適切に行うこと。

### (3) 信用失墜行為の禁止

本業務を遂行するにあたり、発注者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

### (4) 人権の尊重

受注者は、業務の実施にあたっては、人権を侵害することのないよう留意すること。

## 6. 業務の遂行

### (1) 委託料の支払等

委託料については、業務終了後、受注者からの請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

### (2) 権利の譲渡など

① 受注者は、本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

② 受注者は、業務の実施が、第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受注者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

③ 受注者は、業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を受けなければならない。

### (3) 再委託

受注者が、本仕様書に係る業務を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

### (4) 契約の解除等

#### ① 解除要件

発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 正当な理由がなく本業務を履行しないとき、又は明らかに履行の見込みがないとき。

イ 関係法令、条例、規則又は本業務の契約書及び本仕様書の規定に違反したとき。

ウ 本業務に関し不正行為があったとき。

エ 正当な理由なく提出すべき書類の提出を拒んだとき。

オ 受注者が正当な理由なく本仕様書に定める報告の求め、若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

カ 受注者が発注者の指示または改善勧告に正当な理由なく従わないとき。

キ 受注者又は本業務の従事者が、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

ク 募集要項に規定した資格要件を満たさなくなったとき。

ケ 本業務のプロポーザル参加の際に受注者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

コ 受注者の経営状況の著しい悪化などにより業務に重大な支障が生じたときまたは生じるおそれがあると発注者が認めたとき。

サ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員および豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる団体に該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約

の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

シ その他受注者による業務を継続することが適当でないとき。

## ② 解除時の取扱い

上記①に該当し、契約を解除した場合には、発注者は受注者に対し、当該解除の日までに本業務を実施した期間にかかる委託料を支払うものとする。この場合、受注者は、委託料の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

また、発注者が受けた損害額から契約保証金および違約金の額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。なお、受注者が、上記①に該当し契約を解除された場合において、受注者に損害が生じて、発注者はその賠償の責めを負わない。

## 7. その他

### (1) 成果品の帰属

成果品の権利の帰属はすべて発注者のものとし、受注者は、発注者が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

### (2) その他

#### ア) 契約終了時の業務の引継ぎ

受注者は本契約が終了した場合（契約解除により契約が終了した場合を含む。以下同じ。）は、本業務を他の者に引き継ぐ必要がある場合は、本契約期間中に引継期間を設け、次期受注者が円滑に業務を行えるよう十分な引継ぎを行うこと。その際、発注者及び次期受注者からの資料等の請求は、受注者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると発注者が認めた場合を除き、すべて応じるものとする。また、契約終了時に受注者が業務上必要な処理等で途中にあるものが発生した場合は、事務の種類やその状態を明確にし、次期受注者が速やかに業務を遂行できるようにすること。

#### イ) 補則

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書に疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。